

# 駆け付け警護

## 来年5月にも

### 安保法初適用へ

政府は、安全保障関連法成立を受け、南スーダンで実施している国連平和維持活動(PKO)の任務に、早ければ来年5月から「駆け付け警護」を追加する方向で調整に入った。安保法で拡大する任務の初適用となる可能性がある。武器使用できる状況や手順を厳密に定めた新たな部隊行動基準(ROE)を、年内をめどに作成。これに沿い訓練を重ねた上で、駆け付け警護を始めた新たなPKO実施計画を閣議決定する方針だ。政府関係者が22日明らかにした。

当初は今年11月ごろ派遣する部隊からの適用を検討していた。だが新ROEの作成に時間がかかるほか、十分な訓練と情勢把握が必要との判断に傾いた。中谷元・防衛相も

安保法成立後、記者団に「準備不足のことは実施できない。安全を保障できる状態で派遣しなければならない」と強調していた。

改正PKO協力法は、武装集団に襲われた国連要員らを救出する駆け付け警護や、治安維持活動を実施可能とした。

安保法成立後、記者団に「準備不足のことは実施できない。安全を保障できる状態で派遣しなければならない」と強調していた。

駆け付け警護に加え、他国軍との宿営地の共同防衛にも乗り出す。実際に駆け付け警護を実施するかどうかは、現地の状況などに応じて判断する。

駆け付け警護は、安保法成立前は憲法9条が禁じる海外での武力行使につながる恐れがあるとして認めていた。

駆け付け警護 国連平和維持活動(PKO)に参加する自衛隊が、武装集団に襲われている国連職員や他国部隊のいる離れた場所まで向かい、武器を使用して助けの任務。改正前のPKO協力法は、武装集団が「国や国に準ずる組織」に当たる場合、憲法9条が禁じる海外での武力行使につながる恐れがある」とから認められなかった。成立した安全保障関連法に含まれる改正PKO協力法は、自衛隊の武器使用基準を緩和し、駆け付け警護を可能にする規定が盛り込まれた。

#### ズーム

南スーダンPKO 2005年まで20年以上続いた内戦を経て、アフリカのスリランカからの分離独立した南スーダンの安定と開発への支援を目的とする国連平和維持活動(PKO)。正式名称は国連南 Sudan派団(UNMISS)。日本政府は11年11月から司令部要員を、12年1月からインフラ整備を任務とする陸上自衛隊を派遣している。現在、日本が唯一行動しているPKOで、司令部要員4人、施設部隊約350人が首都ジubaで活動中。韓国、中国なども部隊を送っている。

政府が想定する  
南スーダンPKOでの  
「駆け付け警護」適用の日程

2015年	2016年
9月末ごろ	~3月末ごろ
11月下旬~12月年内	5月下旬~6月
→ 安保法施行	→ 第10次隊(陸自北部方面隊)を派遣、駆け付け警護を適用
→ 安全保障関連法の公布(6ヶ月以内に施行)	→ 第9次隊(陸上自衛隊中部方面隊)を派遣
→ 部隊行動基準(ROE)を順次策定	→ 駆け付け警護

ら新任務を実施する構想を描いていた。だが、こうした想定を記した防衛省の内部資料の存在を問題化。審議への影響を避けたため、ROE見直し作業が遅れたことも影響した。政府

が9月へとずれ込み、法施行は来年3月末ごろとなる見通しだ。

今年11月からは陸上自衛隊中部方面隊、来年5月からは北部方面隊の派遣が予定されている。